

学校いじめ防止基本方針

天栄村立広戸小学校

本方針は、広戸小学校の全児童が「安全で安心な学校生活を送る」ことができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 基本的な考え

いじめは決して許される行為ではないが、どの子ども達にも、どこの学校でも起こり得ることである。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を確実におさえ、取り組まなければならない。

実際の取り組みにおいては、校長のリーダーシップのもと学校全体で進める必要がある。特に、いじめを生まない土壌づくりに取り組む未然防止活動は、教育活動と密接に関わっており、すべての教職員が意識化し日々携わっていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1)目的

本校に「広戸小いじめ根絶チーム」を設置し、子どもや保護者に対して、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、未然防止・早期発見等に取り組む。

(2)内容

- ① いじめの未然防止と早期発見に対する取り組みの実施
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 保護者や地域に対する情報収集・情報発信と意識啓発
- ④ 個別面談や相談の受け入れ
- ⑤ いじめ事案への対応
- ⑥ 関係機関との連携

(3)構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・各担任

4 いじめに対する措置

(1)「広戸小学校いじめへの対応マニュアル」に基づく。(別紙参照)

(2)重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の措置を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、天栄村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する村の組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの未然防止等に対する年間計画

	未然防止・早期発見	会議等
1学期	・困りごとアンケートの実施、集計 ・家庭訪問 ・学習相談 ・通学班、清掃班会議	・生徒指導推進委員会（月1回） ・職員会議、職員打合せ
2学期	・困りごとアンケートの実施、集計 ・教育相談 ・学習相談 ・通学班、清掃班会議 ・学校評価アンケートの実施、集計	・生徒指導推進委員会（月1回） ・職員会議、職員打合せ
3学期	・困りごとアンケートの実施、集計 ・学習相談 ・通学班、清掃班会議	・生徒指導推進委員会（月1回） ・職員会議、職員打合せ